

令和6年度第2回水戸市廃棄物減量等推進審議会

日時 令和6年11月8日（金）

午後2時から

場所 水戸市役所政策会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 新委員報告

4 議 題

(1) 一般廃棄物処理手数料のあり方について

(2) その他

5 閉 会

水戸市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

選出 区分	所属団体等	役職・氏名	備考
学 識 経 験 者	茨城大学	人文社会科学部教授 はすい せいいちろう 蓮井 誠一郎	会長
	水戸商工会議所	総務部総務課長 はぎのや ひとし 萩野谷 均	副会長
	水戸市議会	議員 はかまつか たかお 袴塚 孝雄	
	水戸市議会	議員 すだ ひろかつ 須田 浩和	
市 民	NPO消費者市民ネット21	理事 ふじさく りえこ 藤咲 利枝子	
	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	理事 ほうじょう てるよ 北條 てるよ	
	水戸市高齢者クラブ連合会	理事 えばた ひろし 江幡 裕	
	水戸市地域女性団体連絡会	会長 はやし ゆかり 林 由香里	
	公募	ときた ながこ 鴫田 ナガ子	
	公募	むろい ひろし 室井 洋	
事 業 者	いばらきコープ生活協同組合	総合企画室次長 しのざき つとむ 篠崎 勉	
	イオンリテール株式会社 イオン水戸内原店	人事総務課長 いなだ かずこ 稲田 加寿子	
処 理 業 者	水戸市環境整備事業協同組合	理事長 みやざき まさひこ 宮崎 雅彦	
	水戸市再資源化事業協同組合	代表理事 かわさき こういち 川崎 晃一	
行政 機関	茨城県県民生活環境部資源循環推進課	資源循環推進課長 ひろせ ふみあき 廣瀬 史明	

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋)

平成 12 年 3 月 29 日

水戸市条例第 6 号

第 2 章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第 6 条 法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき，一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため，水戸市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 7 条 審議会は，学識経験を有する者，市民，事業者，一般廃棄物処理業者，関係行政機関の職員等のうちから，市長が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 8 条 委員の任期は，2 年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 9 条 審議会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は，審議会の会務を総理する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第 10 条 審議会は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。

2 審議会は，委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 11 条 審議会は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 12 条 審議会の庶務は，生活環境部において行う。

一般廃棄物処理手数料のあり方について

1 受益者負担割合の検証について

(1) ごみ処理事業の現状と課題

ごみ処理事業の運営は、令和2年度の清掃工場「えこみっと」の稼働や新たな分別収集開始からこれまで、比較的安定して推移してきました。しかしながら近年の燃料費や人件費の高騰等に伴う受託者の負担増を踏まえた上で、今後の市のごみ処理事業運営を安定的に継続していくためには、受益者負担割合を保つことが課題であると認識しております。

(2) 歳出の見通し

手数料の区分ごとの受益者負担割合について、これまでの実績と今後の見通しを基に検証を行います。

これまでの実績につきましては、令和2年度から令和5年度の決算額を基に算出し、今後の見通しにつきましては、期間を令和6年度から令和10年度までの5年間としております。歳出の考え方として、全体としては、政府日銀発表の経済・物価情勢の展望（2024年4月）を参考に、人件費や物件費など、物価の上昇（年2%）を見込んだものになっております。また委託費や運営経費等は、年度ごとに個別に想定したものになっております。

(3) 歳入の見通し

歳入は、人口減少や、ごみ処理基本計画のごみ量推計値を参考に、家庭系ごみ量が年2%減、家庭系と事業系を合わせたごみ量が年1.8%減少するものとし、ごみ量の減少に比例した手数料の減少を見込んでおります。

また、雑入の大半を占めている、売電収入は、契約の実情に合わせた見込みとなっております。

(4) 受益者負担割合の算出

受益者負担割合の算出に係る経費の考え方については、ごみ収集袋等の作成、収集運搬、最終処分など、ごみ処理に係るトータルコストを踏まえた経費を手数料の区分ごとに振り分けて算出しております。このような条件で検証を行います。

(5) ごみ処理に係る経費・受益者負担割合の実績と今後の見通し

ア 家庭系燃えるごみ・燃えないごみ（集積所収集）

実績平均（令和2年度から令和5年度まで）と令和10年度見込みを比較すると、ごみ処理に係る経費（下表㉑）が増（約4億3,000万円）、歳入計（下表㉒）が減（約2億4,000万円）となり、受益者負担割合（下表㉓）は、令和6年度以降減少傾向で、令和10年度は実績平均比約8ポイント減の約15パーセントとなります。

表1-1 家庭系ごみ処理に係る経費・受益者負担割合の実績と今後の見通し

（単位：億円）

項目	実 績					見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	実績平均	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
歳出㉑ ※1	23.3	25.2	25.4	25.9	25.0	26.8	28.3	28.9	29.2	29.3
歳入（手数料）㉒ ※2	4.0	3.8	3.9	3.7	3.9	3.7	3.6	3.5	3.4	3.4
歳入（雑入）㉓ ※3	7.1	7.4	9.4	9.7	8.4	7.1	6.6	6.5	6.5	6.5
歳入計㉒（㉒+㉓）	11.1	11.2	13.3	13.4	12.3	10.8	10.2	10.0	9.9	9.9
一般財源㉔（㉑-㉒）	12.2	14.0	12.1	12.5	12.7	16.0	18.1	18.9	19.3	19.4
受益者負担割合㉓（㉒/㉑-㉓）	25%	21%	24%	23%	23%	19%	17%	16%	15%	15%

※1 歳出㉑は、家庭系ごみ処理に係る職員人件費、ごみ収集袋等作成、収集運搬、清掃工場運営、第三最終処分場運営等に関する経費である。

※2 歳入（手数料）㉒は、家庭ごみ（燃えるごみ、燃えないごみ）を排出する際に使用する袋・券による手数料である。

※3 歳入（雑入）㉓は、ごみ焼却施設余剰電力売電収入、資源物売払い収入等である。

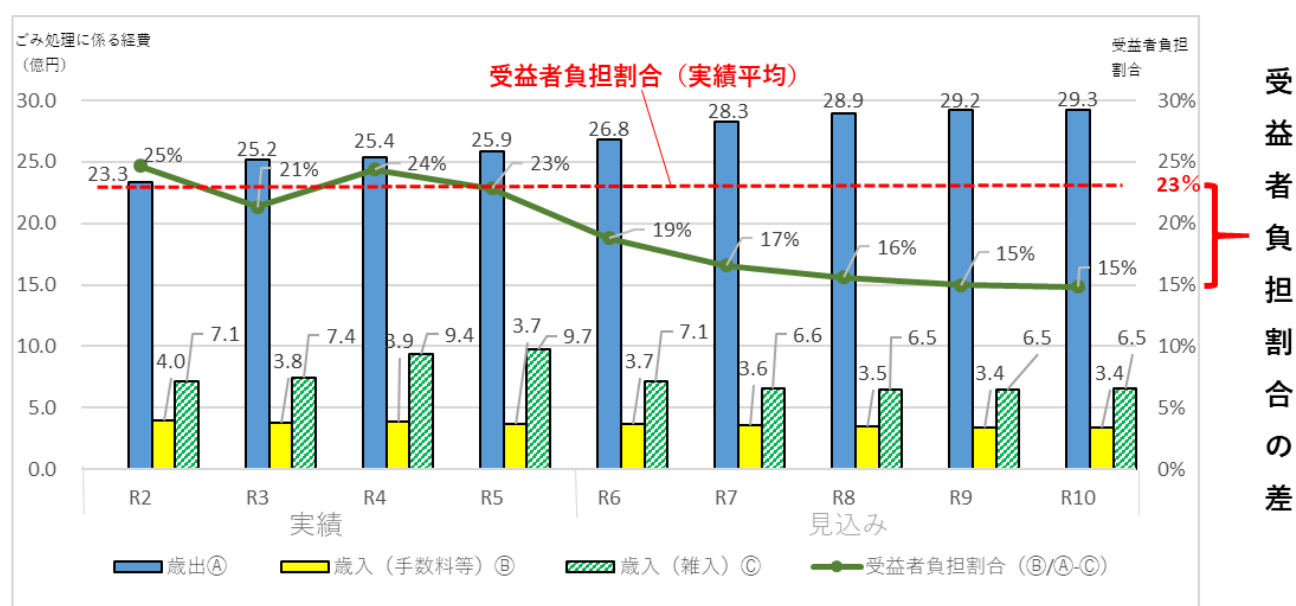


図1-1 家庭系ごみ処理に係る経費・受益者負担割合の実績と今後の見通し

検証結果： 令和10年度の受益者負担割合は、実績平均と比較し、約8ポイント減と大きな差が生じる見込みです。

イ 粗大ごみ（戸別収集）

実績平均（令和2年度から令和5年度まで）と令和10年度見込みを比較すると、ごみ処理に係る経費（下表①）が増（約5,000万円）、歳入（下表②）が増（約100万円）となり、受益者負担割合（下表③）は、令和5年度以降減少傾向で、令和10年度は実績平均比約8ポイント減の約9パーセントとなります。

表1-2 粗大ごみ処理に係る経費・受益者負担割合の実績と今後の見通し

（単位：千万円）

項目	年度	実 績					見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	実績平均	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
歳出① ※1		4.8	4.6	4.6	6.0	5.0	6.5	9.5	10.0	10.0	10.0
歳入（手数料）② ※2		0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9
一般財源③（①-②）		3.9	3.8	3.8	5.2	4.2	5.7	8.7	9.1	9.1	9.1
受益者負担割合④（②/①）		19%	17%	17%	13%	17%	12%	8%	9%	9%	9%

※1 歳出①は、粗大ごみ処理に係る職員人件費、粗大ごみ処理券作成、粗大ごみ戸別収集運搬、清掃工場運営、第三最終処分場運営に関する経費である。

※2 歳入（手数料）②は、粗大ごみを排出する際に使用する券による手数料である。

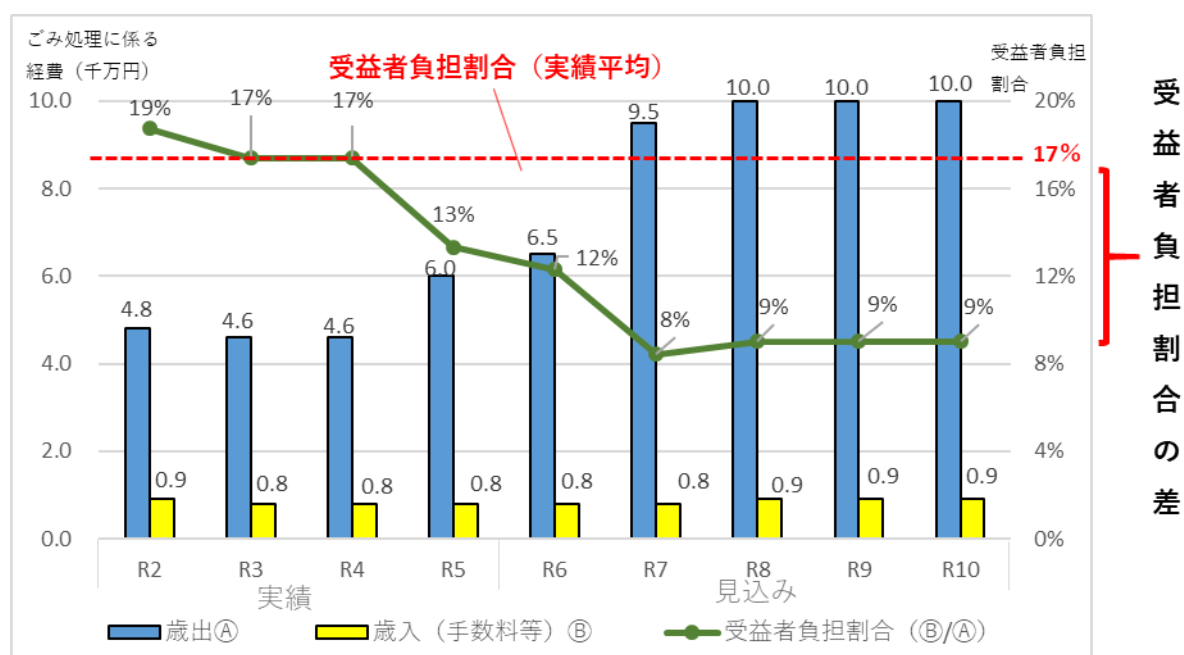


図1-2 粗大ごみ処理に係る経費・受益者負担割合の実績と今後の見通し

検証結果： 令和10年度の受益者負担割合は、実績平均と比較し、約8ポイント減と大きな差が生じる見込みです。

ウ 直接搬入ごみ

実績平均（令和2年度から令和5年度まで）と令和10年度見込みを比較すると、ごみ処理に係る経費（下表④）が増（約1億2千万円）となり、歳入計（下表⑤）が減（約1,000万円）、受益者負担割合（下表⑥）は、令和6年度以降減少傾向で、令和10年度は実績平均比約20ポイント減の約69パーセントとなります。

表1-3 直接搬入ごみ処理に係る経費・受益者負担割合の実績と今後の見通し

（単位：億円）

項目	年度	実 績					見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	実績平均	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
歳出④ ※1		4.5	4.9	4.9	5.0	4.8	5.5	5.8	6.0	6.0	6.0
歳入（手数料）⑤ ※2		4.0	4.2	4.4	4.5	4.3	4.5	4.4	4.3	4.2	4.2
歳入（雑入）⑥ ※3		0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
歳入計⑤（⑤+⑥）		4	4.2	4.4	4.5	4.3	4.5	4.4	4.3	4.2	4.2
一般財源⑦（④-⑤）		0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	1.0	1.4	1.7	1.8	1.8
受益者負担割合⑧（⑤/④-⑥）		89%	86%	90%	90%	89%	82%	76%	72%	70%	69%

※1 歳出④は、直接搬入のごみ処理に係る職員人件費、清掃工場、第三最終処分場運営等に関する経費である。

※2 歳入（手数料）⑤は、ごみ処理施設に搬入するときの手数料である。

※3 歳入（雑入）⑥は、直接搬入資源物の売却等による収入である。

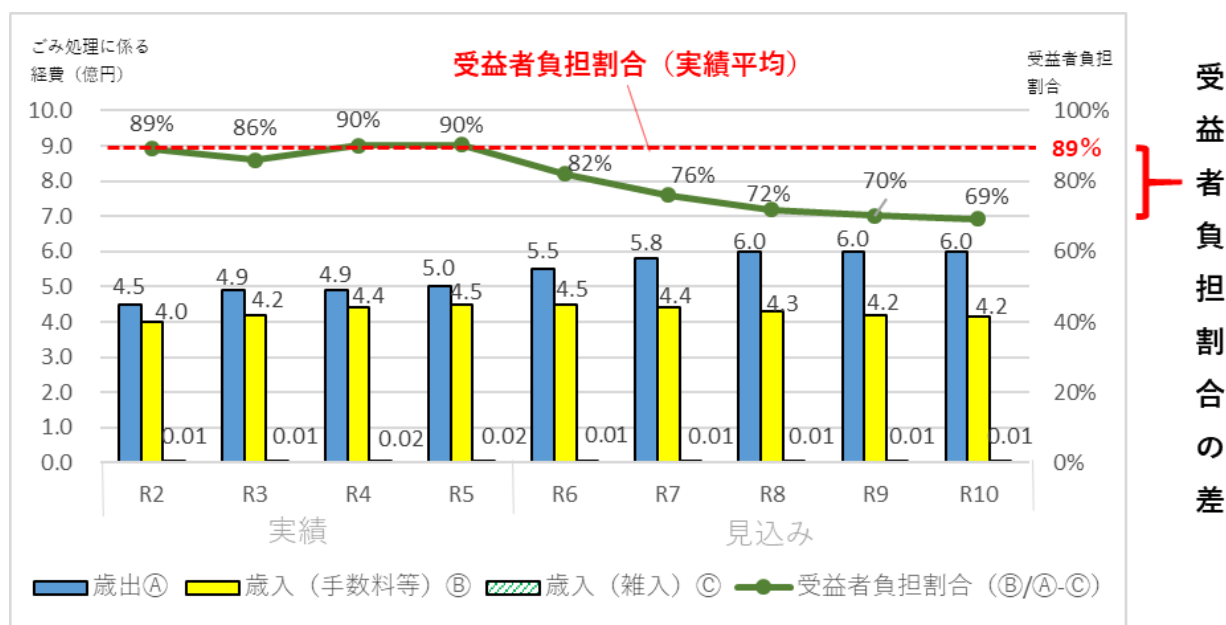


図1-3 直接搬入ごみ処理に係る経費・受益者負担割合の実績と今後の見通し

検証結果： 令和10年度の受益者負担割合は、実績平均と比較し、約20ポイント減と大きな差が生じる見込みです。

エ 特定家庭用機器一般廃棄物

実績平均（令和2年度から令和5年度まで）と令和10年度見込みを比較すると、ごみ処理に係る経費（下表㉔）が増（約48万円）、歳入計（下表㉕）が増（約15万円）となります。特定家庭用機器一般廃棄物の清掃工場から指定引取場所への搬送業務は職員で対応していたものを令和7年度から委託する予定であり、令和10年度の受益者負担割合（下表㉖）は実績平均比約23ポイント減の50パーセントとなります。

表1-4 特定家庭用機器一般廃棄物処理に係る経費・受益者負担割合の実績と今後の見通し

（単位：万円）

項目	年度	実績					見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	実績平均	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年
歳出(㉔)		38.5	39.3	38.9	39.4	39.0	40.2	92.8	90.8	88.8	87.2
歳入（手数料等）(㉕)		19.4	20.4	25.2	48.4	28.4	47.4	46.4	45.4	44.4	43.6
一般財源(㉖)(㉔-㉕)		19.1	18.9	13.7	-9.0	10.7	-7.2	46.4	45.4	44.4	43.6
受益者負担割合(㉖)(㉕/㉔)		50%	52%	65%	123%	73%	118%	50%	50%	50%	50%

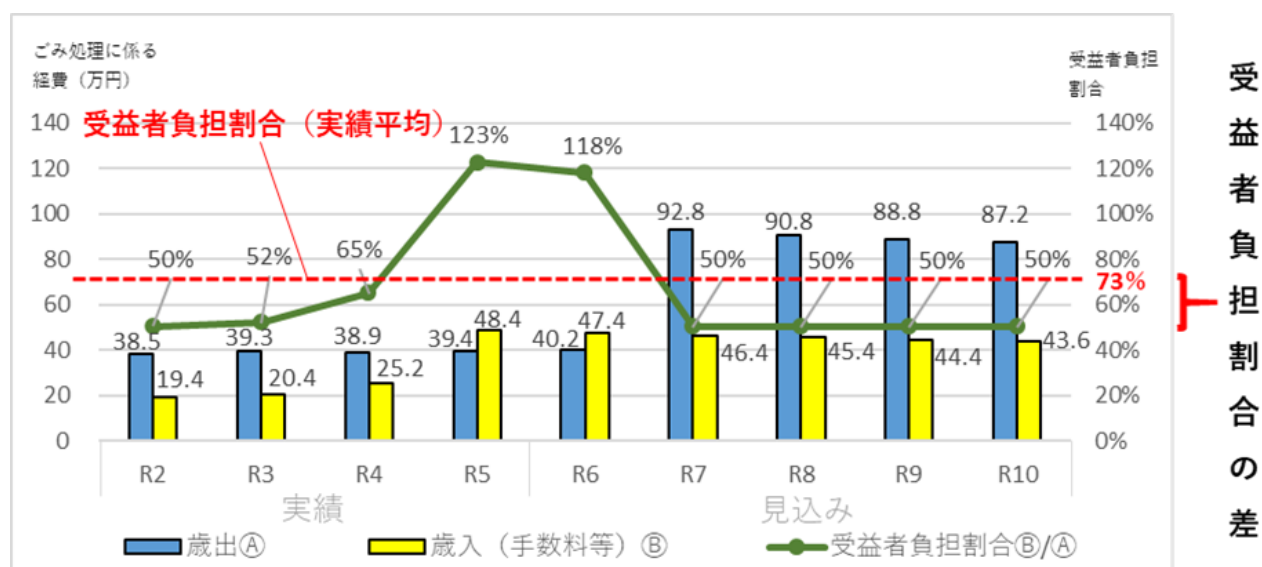


図1-4 特定家庭用機器一般廃棄物処理に係る経費・受益者負担割合の実績と今後の見通し

検証結果： 令和10年度の受益者負担割合は、実績平均と比較し、約23ポイント減と大きな差が生じる見込みです。

2 一般廃棄物処理手数料の改定について

(1) 改定の経緯

これまでの本市の一般廃棄物（ごみ）処理手数料について、直接搬入ごみは、昭和 47 年に 10 kg 当たり 20 円から開始し、その後 5 回の改定を経て平成 10 年に現行料金となっております。また、特定家庭用機器一般廃棄物（平成 13 年度制度を開始）、家庭系燃えるごみ・燃えないごみ（平成 18 年に水戸市区、常澄地区で制度開始）及び粗大ごみ戸別収集（令和 2 年度に市全域で制度開始）は、制度開始以来、その後改定を行っていない状況です。

(2) 受益者負担割合の検証

受益者負担割合の検証の結果については、これまでの実績と今後の見込みを含めた検証を行ったところ、清掃工場「えこみっと」の稼働や新たな分別収集を開始した令和 2 年度から令和 5 年度までは、比較的安定して推移しておりましたが、令和 6 年度から令和 10 年度までの見込みにおいて、大きな差が開くことが想定されます。今後の市のごみ処理事業運営を安定的に継続していくためには、課題があると認識している状況です。

(3) 今後のごみ処理事業の運営

今後のごみ処理事業運営については、これまで同様に経費の節減に努めてまいりますが、近年の社会情勢を考慮しますと、人口減少や物価の上昇がさらに進んでいくものと予測され、適正なごみ処理運営を安定的に継続していくためには、次のとおり一般廃棄物（ごみ）処理手数料を適正な受益者負担割合に合わせた改定を行う必要があると考えております。

手数料改定のポイント

令和 2 年度から令和 5 年度までの受益者負担割合の平均を参考に、将来におけるごみ処理手数料を設定します。

(4) 改定の考え方について（案）

ア 家庭系燃えるごみ・燃えないごみ（集積所収集）

家庭系ごみ処理に係るごみ処理手数料（案）

区 分	現 行	改 定 案	受益者負担の考え方
燃えるごみ			家庭から排出されるごみ処理は市の責任において行われるものであり、排出するものと排出しないものとの公平性を確保するため、受益者負担の原則に基づき、処理に係る経費の一部を市民に負担いただく。
10 リットル 1 袋につき	10 円	10 円	
20 リットル 1 袋につき	15 円	20 円	
30 リットル 1 袋につき	—	30 円	
45 リットル 1 袋につき	30 円	45 円	
ごみ処理券 1 枚につき	30 円	45 円	
燃えないごみ			
10 リットル 1 袋につき	10 円	10 円	
20 リットル 1 袋につき	15 円	20 円	
45 リットル 1 袋につき	30 円	45 円	
ごみ処理券 1 枚につき	30 円	45 円	

家庭系燃えるごみ・燃えないごみ（集積所収集）の手数料については、近年の物価高騰の影響による人件費、ごみ収集運搬及び清掃工場運営経費が増加し、人口減少等に伴うごみ量の減少により、手数料収入も減少することが想定されるため、令和 10 年度には受益者負担割合が減少する見込であることから、新分別を開始した令和 2 年度から令和 5 年度までの受益者負担割合を保つため、手数料を改定するものです。

手数料改定案については、リットル当たり 1 円とし、特に排出量の多い燃えるごみについては、新たに 30 リットルのごみ収集袋を作成し排出者の選択肢を増やします。

他市との比較については、改定案の 45 リットルのごみ収集袋（1 枚当たり 45 円）の値は、県内では一番高い値になりますが、中核市では、概ね平均値となります。（資料 1 別紙参照）

表 2-1 家庭系ごみ処理に係る受益者負担割合の実績と今後の見込み

（単位：億円）

項目	年度	令和 2 年度から 令和 5 年度まで 実績平均 （4 年間）	見込み					令和10年度 手数料	
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		現行	改定
歳出(A)		25.0	26.8	28.3	28.9	29.2		29.3	29.3
歳入（手数料）(B)		3.9	3.7	3.6	3.5	3.4		3.4	5.0
歳入（雑入）(C)		8.4	7.1	6.6	6.5	6.5		6.5	6.5
歳入計(D) (B+C)		12.3	10.8	10.2	10.0	9.9		9.9	11.5
一般財源(E) (A-D)		12.7	16.0	18.1	18.9	19.3		19.4	17.8
受益者負担割合(F) (B/A-C)		23%	19%	17%	16%	15%		15%	22%

イ 資源物・有害ごみ・小型家電

区 分	現 行	改 定 案	受益者負担の考え方
資源物（集積所収集） 有害ごみ（集積所収集） 小型家電（拠点回収）	無料	無料	資源物であっても処理には経費がかかるが、更にリサイクルを推進していくため、政策として、市民に負担をいただかない。

資源物・有害ごみ・小型家電については、資源物等の処理に係る費用は生じているが、市の政策として、更なるリサイクルの推進を図っていくため、現行（無料）を維持し、据え置きとします。

ウ 粗大ごみ（戸別収集）

粗大ごみ（戸別収集）に係るごみ処理手数料（案）

区 分	現 行	改 定 案	受益者負担の考え方
粗大ごみ（戸別収集） 3 辺の長さの合計が 3 m 未満 1 個につき（粗大ごみ処理券 1 枚）	500 円	1,000 円	家庭から排出されるごみ処理は市の責任において行われるものであり、排出するものと排出しないものとの公平性を確保するため、受益者負担の原則に基づき、処理に係る経費の一部を市民に負担いただく。
3 辺の長さの合計が 3 m 以上 1 個につき（粗大ごみ処理券 2 枚）	1,000 円	2,000 円	

粗大ごみ（戸別収集）は、近年の需要増に伴い経費が増える見込みであることから、受益者負担割合が半減し、新分別を開始した令和 2 年度から令和 5 年度までの受益者負担割合を保つため、粗大ごみ処理券の手数料を改定するものです。

表 2-2 粗大ごみ処理に係る受益者負担割合の実績と見込み

（単位：千万円）

項目	年度 令和 2 年度から 令和 5 年度まで 実績平均 (4 年間)	見込み					
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和10年度 手数料	
						現行	改定
歳出④	5.0	6.5	9.5	10.0	10.0	10.0	10.0
歳入（手数料等）⑤	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	1.8
一般財源⑥（④-⑤）	4.2	5.7	8.7	9.1	9.1	9.1	8.2
受益者負担割合⑦（⑤/④）	16%	12%	8%	9%	9%	9%	18%

エ 直接搬入ごみ

市のごみ処理施設に直接搬入するごみに関する手数料（案）

区 分	現 行	改 定 案	受益者負担の考え方
直接搬入ごみ 10 kg 当たり	130 円	170 円	直接搬入ごみは、事業所等から排出されるごみが多くを占めており、事業系ごみは廃棄物処理法に基づき、事業者自ら処理しなければならないことから、相応分の処理経費を負担していただく。

直接搬入ごみは、事業所等から排出されるごみが多くを占めている状況です。事業系一般廃棄物は排出事業者自らの責任において適正に処理することが廃棄物処理法において規定されており、相応分の処理経費を負担していただいているところです。令和2年度から令和5年度までの受益者負担割合の実績平均は約89パーセントになっていますが、令和6年度以降、物価や人件費の高騰に伴い経費が増える見込みであり、令和10年度には受益者負担割合は約69パーセントに落ち込むことから、受益者負担割合を保つため、直接搬入ごみ手数料を改定するものです。

表2-3 直接搬入ごみ処理に係る受益者負担割合の実績と見込み

（単位：億円）

項目	年度 令和 2 年度から 令和 5 年度まで 実績平均 (4 年間)	見込み					
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和10年度 手数料	
						現行	改定
歳出①	4.8	5.5	5.8	6.0	6.0	6.0	6.0
歳入（手数料等）②	4.3	4.2	4.4	4.3	4.2	4.2	5.4
歳入（雑入）③	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
歳入計④（②＋③）	4.3	4.2	4.4	4.3	4.2	4.2	5.4
一般財源⑤（④－③）	0.5	1.3	1.4	1.7	1.8	1.8	0.6
受益者負担割合⑥（⑤/④－③）	89%	77%	76%	72%	70%	69%	90%

オ 特定家庭用機器一般廃棄物

特定家庭用機器一般廃棄物に係るごみ処理手数料（案）

区 分	現 行	改 定 案	受益者負担の考え方
特定家庭用機器一般廃棄物 1 台当たり	2,000 円	3,000 円	民間業者の同サービス との均衡を図る。

特定家庭用機器一般廃棄物は、令和 7 年度に直営から委託（予定）に変更することに伴い、経費が増える状況であることから、令和 10 年度の受益者負担割合は約 50 パーセントになる見込みであり、受益者負担割合を保つとともに、民間業者との均衡を図るため、特定家庭用機器一般廃棄物手数料を改定します。

表 2-4 特定家庭用機器一般廃棄物に係る受益者負担割合の実績と見込み

（単位：万円）

項目	年度 令和 2 年度から 令和 5 年度まで 実績平均 (4 年間)	見込み					
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度 手数料	
						現行	改定
歳出①	39.0	40.2	92.8	90.8	88.8	87.2	87.2
歳入（手数料等）②	28.4	47.4	46.4	45.4	44.4	43.6	65.4
一般財源③(①-②)	10.7	-7.2	46.4	45.4	44.4	43.6	21.8
受益者負担割合④(②/①)	73%	118%	50%	50%	50%	50%	75%

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の改定（案）

区 分	現 行	改 定 案	受益者負担の考え方	備 考
燃えるごみ（集積所収集） 10 リットル 1 袋につき 20 リットル 1 袋につき 30 リットル 1 袋につき 45 リットル 1 袋につき ごみ処理券 1 枚につき	10 円 15 円 — 30 円 30 円	10 円 20 円 30 円 45 円 45 円	家庭から排出されるごみ処理は市の責任において行われるものであり、排出するものと排出しないものとの公平性を確保するため、受益者負担の原則に基づき、処理に係る経費の一部を市民に負担いただく。	平成 18 年度の制度開始以来改定していない。 (18 年経過)
燃えないごみ（集積所収集） 10 リットル 1 袋につき 20 リットル 1 袋につき 45 リットル 1 袋につき ごみ処理券 1 枚につき	10 円 15 円 30 円 30 円	10 円 20 円 45 円 45 円		
資源物（集積所収集） 有害ごみ（集積所収集） 小型家電（拠点回収）	無料	無料	資源物であっても処理には経費がかかるが、更にリサイクルを推進していくため、政策として、市民に負担をいただかない。	制度開始以来改定していない。
粗大ごみ（戸別収集） 3 辺の長さの合計が 3 m 未満 1 個につき(粗大ごみ処理券 1 枚) 3 辺の長さの合計が 3 m 以上 1 個につき(粗大ごみ処理券 2 枚)	500 円 1,000 円	1,000 円 2,000 円	家庭から排出されるごみ処理は市の責任において行われるものであり、排出するものと排出しないものとの公平性を確保するため、受益者負担の原則に基づき、処理に係る経費の一部を市民に負担いただく。	令和 2 年度の制度開始以来改定していない。 (4 年経過)
直接搬入ごみ 10 kg 当たり	130 円	170 円		
特定家庭用機器一般廃棄物 1 台当たり	2,000 円	3,000 円	民間業者の同サービスとの均衡を図る。	平成 13 年度の制度開始以来改定していない。(23 年経過)

県内自治体・中核市のごみ処理手数料有料化実施状況

(R5年調べ)

1. 県内自治体

(水戸市を除いて43自治体)

・有料化実施

実施あり	15自治体
実施なし	28自治体

・有料化実施自治体の燃えるごみ指定袋及び処理券の価格

	袋の容量 (1枚)	100	150	200	300	400	450	処理券
	水戸市	現行	10円		15円		30円	30円
		改定	10円		20円	30円	45円	45円
1	日立市		10円		13円	20円	30円	30円
2	土浦市			10円	20円		30円	
3	下妻市※					50円※		
4	常陸太田市			15円		32円		32円
5	高萩市	6円		12円	18円		27円	
6	北茨城市	6円		12円	18円		27円	
7	笠間市			10円			20円	
8	ひたちなか市			15円			20円	
9	鉾田市				17円		20円	
10	小美玉市	10円		15円			20円	
11	茨城町				15円		20円	
12	大洗町			15円	20円		30円	30円
13	城里町				20円		25円	
14	利根町		12円		20円			20円
15	東海村			10円	15円		20円	
平均		8.4円	11円	13.2円	18.3円	32円	24.5円	28.4円

※世帯数に応じた無料配布あり

※平均の値は、水戸市（改定）及び下妻市の値を除いて算出した。

2. 中核市

(水戸市を除いて61市)

・有料化実施

実施あり	18市
実施なし	43市

・有料化実施自治体の燃えるごみ指定袋及び処理券の価格

★=101円 (5市)

☆=101円超 (9市)

計14市/18市が101円以上

	袋の容量 (1枚)			5ℓ	7.5ℓ	10ℓ	15ℓ	18ℓ	20ℓ	30ℓ	35ℓ	40ℓ	45ℓ	60ℓ	処理券
	水戸市	現行			10円				15円				30円		30円
		改定			10円				20円	30円			45円		45円
1	函館市☆			10円		20円			40円	60円		80円			80円
2	旭川市☆			10円		20円			40円	60円		80円			80円
3	八戸市								15円	20円			30円		
4	秋田市★					10円			20円	30円			45円		
5	山形市★					10円			20円		35円			60円	60円
6	八王子市☆			9円		18円			37円			75円			
7	金沢市★			5円		10円			20円	30円			45円		
8	長野市★					10円			20円	30円		40円			
9	鳥取市☆					15円			30円	40円			60円		
10	松江市☆					13円			27円	40円			61円		
11	呉市★					10円			20円	30円		40円			
12	下関市					6円		12円		20円			30円		
13	高松市☆			5円		10.3円			20.8円	31.3円		41.8円			
14	久留米市☆							25円		35円					
15	佐世保市				39円※		76円※			148円※			220円※		
16	大分市			4円		7円			14円	21円			31.5円		
17	宮崎市☆					10.1円			20.3円	30.5円		40.7円			
18	那覇市	平袋				12円			17円	22円			33円		
		取っ手付き							18円	24円			36円		
平均			7.1円		12円		18.5円	23.2円	32.7円	35円	56.8円	40.2円	60円	62.5円	

※市民に対して購入補助券の配布あり

※平均の値は、水戸市（改定）及び佐世保市の値を除いて算出した。

一般廃棄物処理手数料の検証について

1 一般廃棄物処理手数料の検証の視点

有料制による一般廃棄物処理事業の効果を検証の上、**一般廃棄物処理事業の健全な運営を確保するため、市民の生活事情を加味した今後の手数料のあり方について検討を進めるものとします。**

区 分	検証内容
(1) 共通の視点	ア 燃料費や人件費の高騰等に伴う受託業者の負担増に加え、今後の市の事業運営を考慮したとき、処理経費に対する受益者負担の割合が妥当であるか。 イ 近隣自治体等の手数料と比べて大きな差はないか。 ウ 歳出を抑制できているか。
(2) 手数料ごとの視点	ア 燃えるごみ・燃えないごみ（指定袋・券） (ア) 有料制導入前と比較して一定の排出抑止効果を得ているか。 (イ) ごみ収集袋の製造単価に大きな変動はないか。 イ 粗大ごみの戸別収集 (ア) 導入時と比較して、一定の需要は見られるか。 ウ 特定家庭用機器一般廃棄物（家電4品目） (ア) 家電4品目を回収し、指定取引場所（ひたちなか市内）への運搬業務を行う市内の家電量販店等の民間事業者と比べて大きな差はないか。

2 一般廃棄物処理手数料の検証について

(1) 共通の視点

ア 燃料費や人件費の高騰等に伴う受託業者の負担増に加え、今後の市の事業運営を考慮したとき、処理経費に対する受益者負担の割合が妥当であるか。

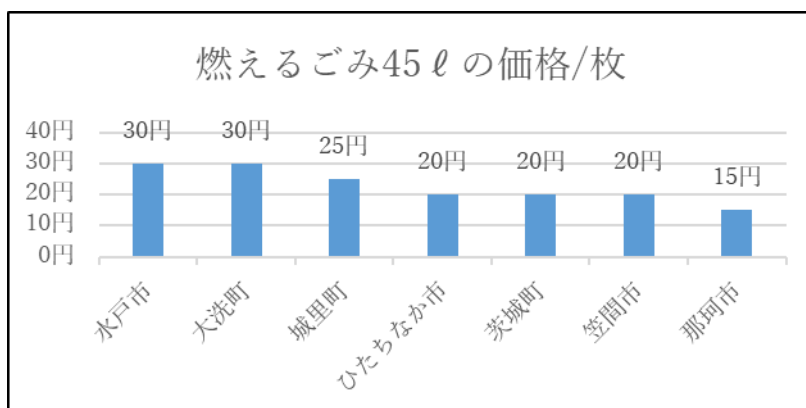
「受益者負担の考え方」については資料1のとおり。

イ 近隣自治体等の手数料と比べて大きな差はないか。

(ア) 燃えるごみ・燃えないごみ（指定袋・券）

近隣自治体の燃えるごみ袋 450 の1枚当たりの手数料は、15円から

30 円までとなっている。本市の 30 円は近隣自治体の中で最高価格である。

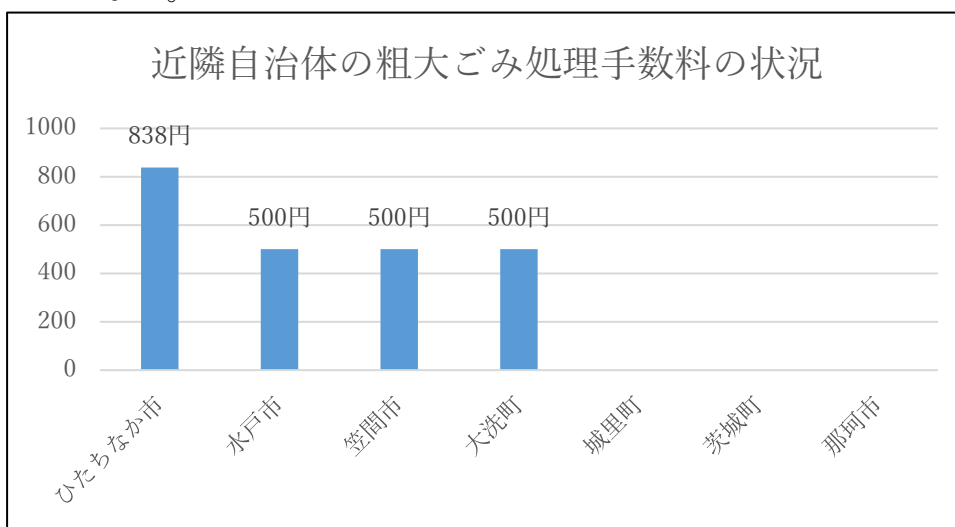


※ 令和5年度ごみ減量課調べ

検証結果： 近隣自治体と比較し、ごみ処理手数料は最高値である。

(イ) 粗大ごみの戸別収集

近隣接自治体のうち、ひたちなか市の手数料は、838 円であり本市より高い料金設定となっている。笠間市と大洗町は、本市と同様の料金設定になっている。城里町、茨城町及び那珂市は粗大ごみの戸別収集を行っていない。



※ 令和5年度ごみ減量課調べ

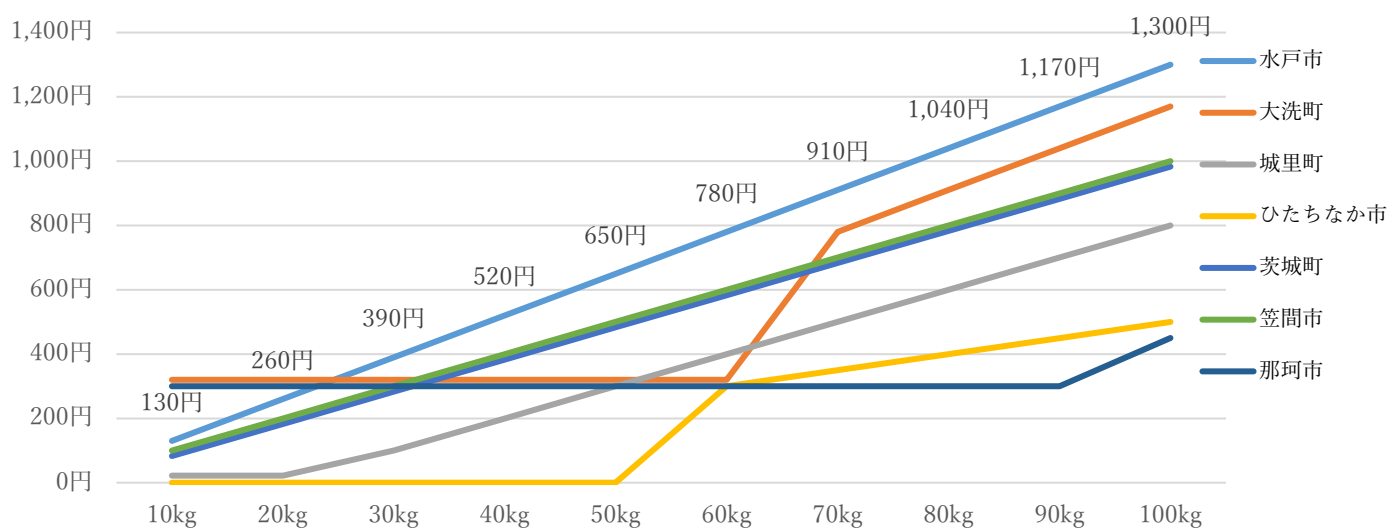
検証結果： 近隣自治体の手数料と比較すると、本市で設定している手数料は、粗大ごみ戸別収集を行っている自治体のうち中間値である。

(ウ) 直接搬入ごみ

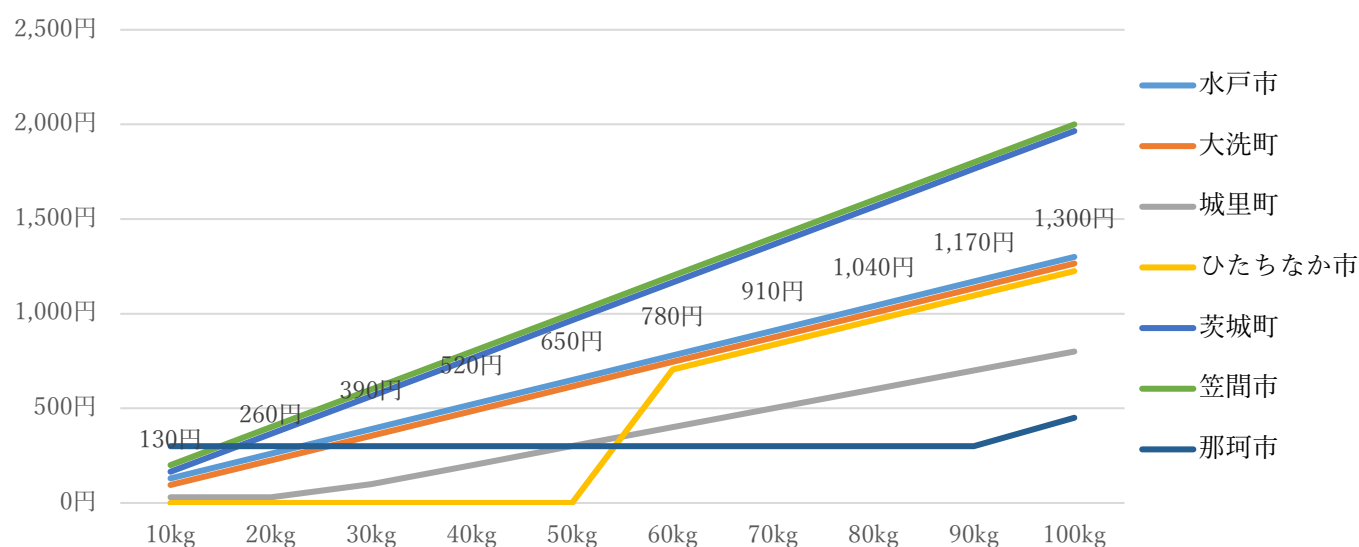
近隣自治体においては、家庭系と事業系の処理手数料を別に設定しているところが見受けられる。また、一定の重さまで一律の処理手数料に設定している。

自治体名	家庭系ごみ	事業系ごみ
水戸市	130 円/10kg	130 円/10kg
大洗町	60kg 未満 300 円 60kg 以上 70kg 未満 780 円 70kg 以上は 10kg につき 130 円を加算	130 円/10kg
城里町	30kg 未満無料 30kg 以上は 10kg につき 100 円	30kg 未満無料 30kg 以上は 10kg につき 100 円
ひたちなか市	50kg 以下無料 50kg を超え 60kg 以下 300 円 60kg を超える 10kg につき 50 円を加算	50kg 以下無料 50kg を超え 60kg 以下 780 円 60kg を超える 10kg につき 130 円を加算
茨城町	100 円/10kg	200 円/10kg
笠間市	100 円/10kg	200 円/10kg
那珂市	90kg 以下 300 円 90kg を超える場合、10kg ごとに 150 円の加算	90kg 以下 300 円 90kg を超える場合、10kg ごとに 150 円の加算

隣接市町の直接搬入ごみ処理手数料（家庭系）



隣接市町の直接搬入ごみ処理手数料（事業系）



※ 令和5年度清掃事務所調べ

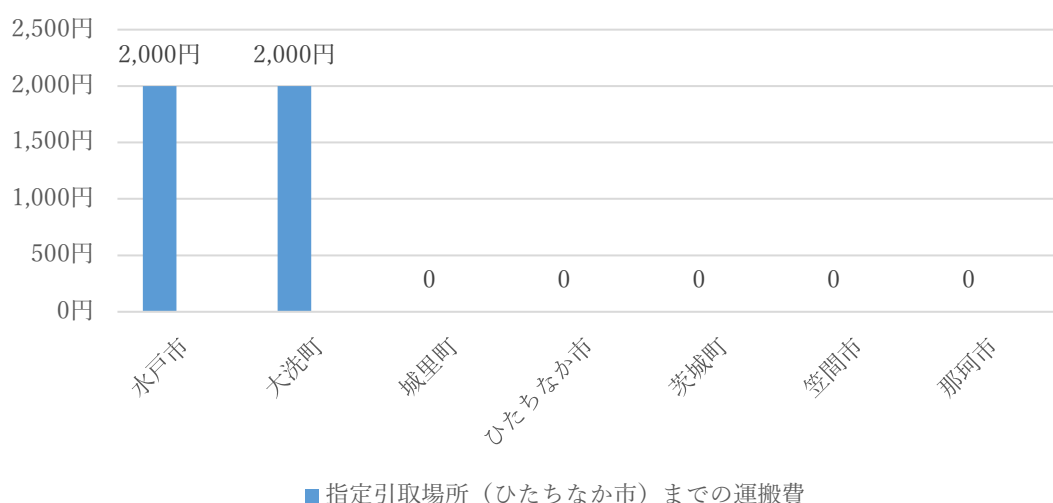
※ 水戸市の折れ線グラフは、手数料が表示されている線である。

検証結果： 近隣自治体の手数料と比較すると、本市で設定している手数料は家庭系が高水準であり、事業系が中水準である。

(エ) 特定家庭用機器一般廃棄物（家電4品目）

近隣自治体においては、大洗町以外は家電4品目の清掃工場への直接持ち込みを行わず、家電量販店等への持ち込みとしている。

近隣自治体の状況



ウ 歳出を抑制できているか。

(ア) ごみ処理施設の統一（3施設→1施設へ）

一部事務組合経費の削減 約 9,300 万円

（単位：千円）

分担金等	令和元年度	令和5年度	比較
大洗、鉾田、水戸環境組合	138,326	142,801	+4,475
旧笠間・水戸環境組合	119,146	21,710	△97,436
計	257,472	164,511	△92,961

(イ) 事務事業の民間活力の活用の推進

新清掃工場稼働に伴う委託化推進による経費削減効果

資源物・ごみの中間処理費の削減 約 3 億 800 万円

（単位：千円）

中間処理費	令和元年度 (旧清掃工場)	令和5年度 (新清掃工場)	比較
清掃工場運営経費	784,148	27,232	△756,916
清掃工場運營業務委託料	238,465	923,241	684,776
小 計	1,022,613	950,473	△72,140
人件費	82,211	42,212	△39,999
一部事務組合負担金	195,438	0	△195,438
計	1,300,262	992,685	△307,577

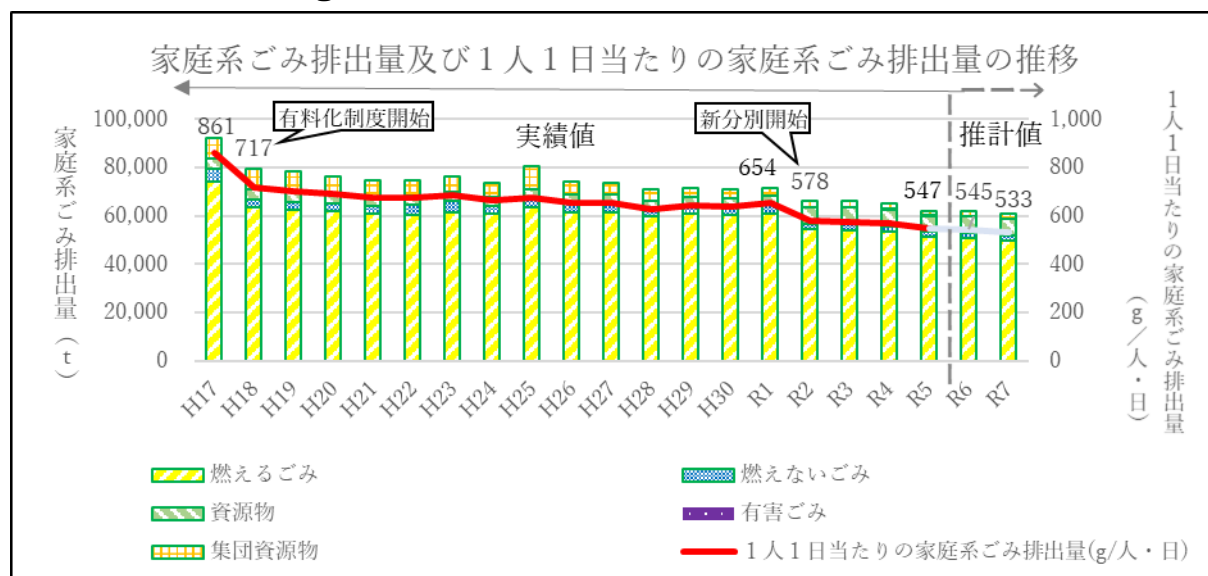
検証結果： ごみ処理施設の統一や民間活力の活用により歳出抑制できている。

(2) 手数料ごとの視点

ア 燃えるごみ・燃えないごみ（指定袋・券）

(ア) 有料制導入前と比較して一定の発生抑制効果を得ているか。

有料化制度を導入した平成 18 年度以降、家庭系ごみ排出量は減少傾向にある。1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、有料化制度導入前の平成 17 年度が 861g であったのに対し、令和 5 年度には 547g に減少している。また、ごみ処理基本計画（第 3 次）の目標数値（令和 5 年度までに 596g）を下回っている。



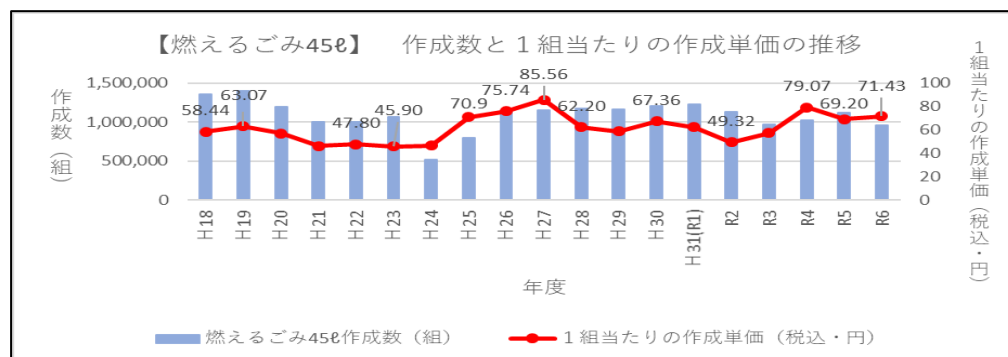
※ 家庭系ごみ排出量は、燃えるごみ・燃えないごみ・資源物・有害ごみの量である。

※ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ・有害ごみの量である。

検証結果： 有料化制度の導入前と比較し家庭系ごみの排出量が減少しており、有料制導入による発生抑制効果が現れていると言える。

(イ) ごみ収集袋の製造単価に大きな変動はないか。

ごみ収集袋等作成単価は、作成枚数及び社会・経済状況の影響により変動は見られるが、過去最低値である平成 23 年度の 45.9 円から、過去最高値である平成 27 年度の 85.6 円の間で推移している。



※ 作成単価は税込価格。(1組10枚入り)

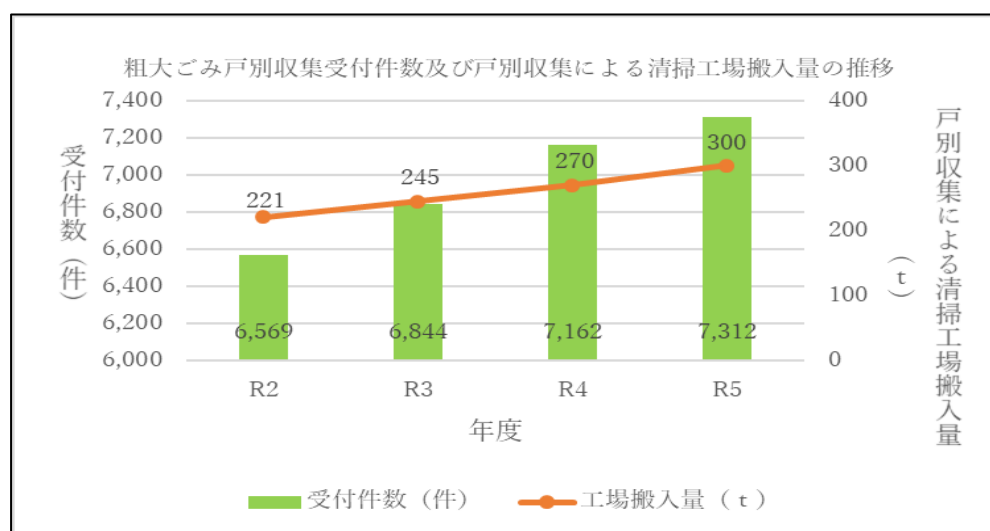
※ 令和5年度までは決算額，令和6年度は契約額より算出した。

検証結果： 燃えるごみ袋(45ℓ/10枚)の単価は令和6年度は71.43円であり，平成27年度の85.6円を超える急激な上昇は見られない。

イ 粗大ごみの戸別収集

(ア) 導入時と比較して一定の需要は見られるか。

制度を開始した令和2年度から直近の令和5年度にかけて，戸別収集の受付件数及び戸別収集による清掃工場搬入量は年々増加しており，市民からのニーズがあるものととらえられる。



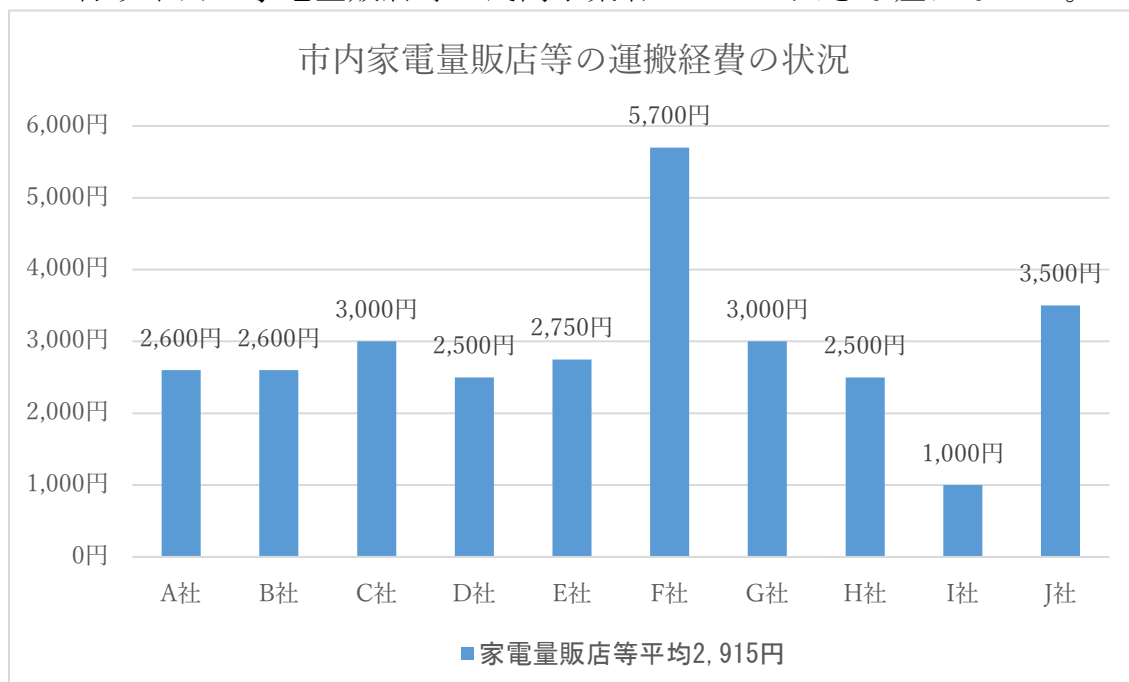
※ 受付件数とは，粗大ごみ戸別収集の受付件数である。

※ 工場搬入量とは，粗大ごみ戸別収集により清掃工場に搬入された量である。

検証結果： 受付件数や工場搬入量が増加しており，一定の利用需要がある。

ウ 特定家庭用機器一般廃棄物（家電４品目）

（ア）家電４品目を回収し、指定取引場所（ひたちなか市）への運搬業務を行う市内の家電量販店等の民間事業者と比べて大きな差はないか。

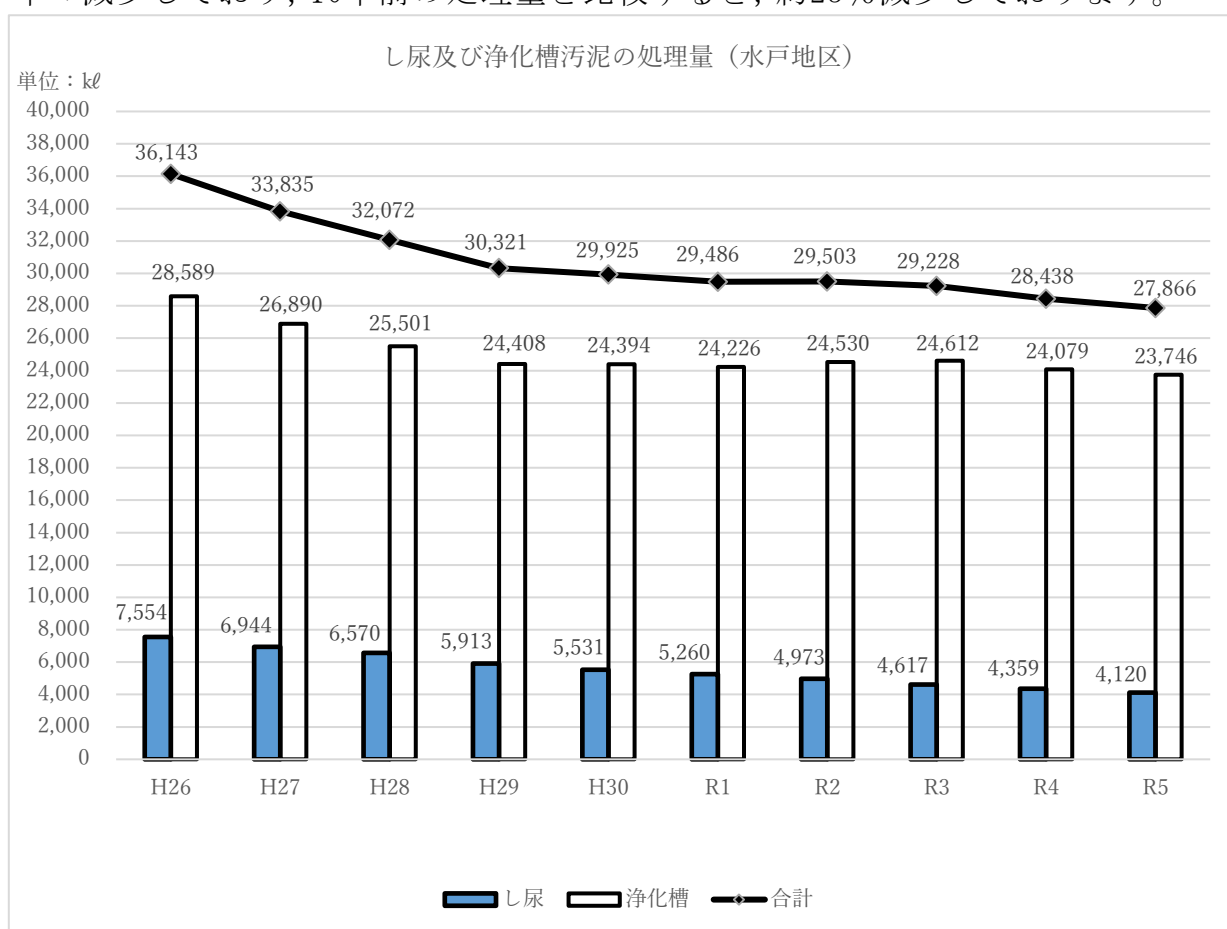


検証結果： 市内の家電量販店等の平均 2,915 円と比較すると、本市の手数料は、現在１台あたり 2,000 円であり、低水準である。

3 し尿処理手数料について

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、新たなし尿処理施設の整備に併せ、分かれている処理区域（水戸・常澄・内原地区）を一つの処理区域とし、合併による地域差の解消を図るとともに、長期・継続的かつ効率的なし尿処理体制の確立を目指しております。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、人口減少や下水道普及率の向上に伴って年々減少しており、10年前の処理量と比較すると、約23%減少しております。



し尿処理手数料の見直しについては、今後、新たなし尿処理施設の整備（令和12年度供用開始予定）の進捗を見据えながら、収集業者からの聞き取りや近隣自治体の手数料との比較などを行うとともに、市民生活に大きく影響することのないよう検討を進めてまいります。

水戸市廃棄物減量等推進審議会スケジュール（案）

回数	開催予定	協議事項等
令和 6 年度 第 1 回	令和 6 年 5 月 29 日	一般廃棄物処理手数料のあり方について（審議）
令和 6 年度 第 2 回	令和 6 年 11 月 8 日	一般廃棄物処理手数料のあり方について（審議）
令和 6 年度 第 3 回	令和 7 年 1 月中旬 予定	一般廃棄物処理手数料のあり方についての答申(案) について